

被災地（災害救助法適用地域）の入学者に対する経済支援制度について

（2026年4月入学者・2026年9月入学者対象）

＜申請手続案内＞

立教大学では被災地（災害救助法適用地域）に係る入学者を対象とした経済支援（入学金相当額返還及び学費減免）制度を設けています。該当する方は以下にしたがって申請手続を行ってください。

※NEXUS の履修者（異文化コミュニケーション学部の学生を除く）は、支援方法等が異なりますので、申請を検討している場合は別途学生課にお問い合わせください。

1 申請資格

2026年4月又は2026年9月に、学部又は大学院の正規課程に入学する方（編入学及び再入学を含む）で、次の(1)(2)のいずれかに該当する方。

- (1) 入学者の両親（ひとり親家庭の場合は生計を一にする方）又はそれに代わる保証人が、入学日前日から遡って1年以内に発生した自然災害等に係る災害救助法適用地域において被災し、その主たる居住する住居（借家を含む）が全壊（焼）、大規模半壊、又は半壊（焼）となり、経済援助を必要とされている方。
- (2) 入学者本人が独立生計を営む方であり、入学日前日から遡って1年以内に発生した自然災害等に係る災害救助法適用地域において被災し、主たる居住する住居（借家を含む）が全壊（焼）、大規模半壊、又は半壊（焼）となり、経済援助を必要とされている方。

※全壊（焼）、大規模半壊、又は半壊（焼）等の損壊状況は、罹災証明書によって認定します。

2 本制度が適用される被災地（災害救助法適用地域）

【2026年4月入学者】2025年4月1日から2026年3月31日に災害救助法が適用された地域

【2026年9月入学者】2025年9月20日から2026年9月19日に災害救助法が適用された地域

※詳細は別紙「被災地の入学者に対する経済支援制度 対象地域（災害救助法適用地域）」を参照してください。

3 支援内容

「入学金相当額の返還」及び「入学年次の学費減免（入学年次に納入すべき所定の学費の2分の1の金額）」

※国が実施する「高等教育の修学支援新制度」（以下、「修学支援新制度」）の利用を検討している場合、本制度との併願は可能ですが、本制度の対象者となり、かつ、修学支援新制度の対象者となった場合は、修学支援新制度適用後の実質負担額が本制度の返還・減免の対象となります。詳細は審査結果通知にてお知らせします。

※国が実施する「大学院修士段階における『授業料後払い制度』」（以下、「授業料後払い制度」）の利用を検討している場合、併願は可能です。

本制度の対象者となり、かつ授業料後払い制度の対象者となった場合は、本制度適用後の実質負担額が授業料後払い制度の対象となります。詳細は審査結果通知にてお知らせします。

4 支援期間

入学年次の1年間

5 支援方法

(1) 入学金相当額の返還

【2026年4月入学者】2026年5月末頃（予定）に指定の銀行口座へ振り込みます。

【2026年9月入学者】2026年11月末頃（予定）に指定の銀行口座へ振り込みます。

(2) 入学年次の学費の減免

【2026年4月入学者】入学年次分納2回目（2026年度秋学期分）の学費請求金額から入学金を除く年間学費の2分の1の金額を減免します。

【2026年9月入学者】入学年次分納2回目（2027年度春学期分）の学費請求金額から入学金を除く年間学費の2分の1の金額を減免します。

※修学支援新制度の対象者となった場合は、修学支援新制度適用後の実質負担額が本制度の返還・減免の対象となります。入学金相当額の返還時期や学費の減免額の詳細は後日お知らせします。

※授業料後払い制度の対象者となった場合は、本制度適用後の金額が授業料後払い制度の対象となります。実質負担となる学費金額の詳細は後日お知らせします。

6 申請方法

「申請書類」①～③を申請期間内に、次のいずれかの窓口に提出する。

＜池袋キャンパス＞5号館1階 学生課奨学金窓口

＜新座キャンパス＞7号館2階 学生課奨学金窓口

※提出は窓口開室時間内に限ります。申請期間外の申請は受け付けません。

(1) 申請書類

① 被災地（災害救助法適用地域）の入学者に対する入学金相当額返還・学費減免申請書（大学所定の用紙）

② 市区町村発行の罹災証明書【マイナンバーが記されていないもの】（コピー可）

③ 入学手続納入金領収書（コピー可）

※審査の過程で追加書類を求める場合があります。

※申請期間内に所定の申請書類を提出できない場合や、申請書類に不備や誤りがある場合は、申請を受け付けません。

(2) 申請期間

【2026年4月入学者】2026年4月1日（水）～2026年4月13日（月）

【2026年9月入学者】2026年9月21日（月）～2026年10月2日（金）

7 審査結果通知

申請書類に基づいて審査のうえ、審査結果を大学登録済みの学生本人住所に郵送します。

【2026年4月入学者】2026年5月12日（火）郵送予定

【2026年9月入学者】2026年10月20日（火）郵送予定

8 注意事項

- (1) 本制度は入学後に入学金相当額を返還し、学費を減免するものです。
入学手続については各入試の所定の日時までに完了する必要があります。
- (2) 本制度でいう学費とは、入学金を除く授業料、実験・実習費を指します。
- (3) 入学年次の途中で休学・退学する場合は、学費の減免額が変更となります。
- (4) 入学年次とは、2026年4月入学者は2026年度春学期及び秋学期の期間を、2026年9月入学者は2026年度秋学期及び2027年度春学期の期間を指します。
- (5) 本制度の対象となった場合には、両親（ひとり親家庭の場合は生計を一にする方）又はそれに代わる保証人の令和8年度（令和7年分）所得証明書（市区町村発行）を提出していただきます。なお、これによって本制度の審査結果に変更が生じることはありません。
- (6) いったん提出された申請書類や所得証明書は返却しません。
- (7) 提出された申請書類や所得証明書に記載されている個人情報は、本制度の業務のみに限り利用するものであり、その他の目的に使用することはありません。
- (8) 本制度の支援内容は、災害の規模や状況により変更が生じる場合があります。
- (9) 入学後に修学支援新制度に申請する場合は、必ず「定期採用（4月末までに申請書類を提出）」で申請してください。

9 奨学金制度について

- (1) 本制度とは別に他の奨学金の受給を希望する場合は、別途所定の手続きを行う必要があります。
- (2) 本学の奨学金制度の概要は、以下の RIKKYO PORTAL 奨学金ページで確認してください。
https://portal.rikkyo.ac.jp/student_affairs/scholarships
- (3) 入学直後に募集を行う奨学金について

【2026年4月入学者対象】

○学部学生向け

日本学生支援機構奨学金及び民間育英団体奨学金（一括募集分）の出願受付を4月上旬に行います。詳細は新入生向けに2026年3月に公開される「オリエンテーションWebサイト」に掲載予定ですので、ご確認ください。

○大学院学生向け

日本学生支援機構奨学金及び立教大学の奨学金（大学院給与奨学金、独立研究科奨学金）の出願受付を4月上旬に行います。詳細は新入生向けに2026年3月に公開される「オリエンテーションWebサイト」に掲載予定ですので、ご確認ください。

【2026年9月入学者対象】

学部学生、大学院学生ともに学生部学生課奨学金担当へお問い合わせください。

10 問い合わせ先

【本制度について】学生課奨学金担当 Tel 03-3985-2441

【入試制度・入学手続について】入学センター Tel 03-3985-2660

＜受付時間＞月～金 9:00～17:00、土 9:00～12:30 ※休業期間中は窓口開室日・時間が異なります。

以上